

佐賀県告示第三百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年十二月二十五日から平成二十五年一月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀脊振線	神崎市脊振町服巻字久保田三八四七番一地从先から 神崎市脊振町服巻字荒田三六〇八番一地从先まで	平成二四・一二・二五